

# 環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則 について

(平成19年 1月26日公布：環境省令第2号)

平成19年 1月

環境省自然環境局

## 1. 制定の趣旨

平成18年第165回国会において、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）が成立し、環境省関係では、特定広域団体が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第37条第1項の規定による麻酔の作用を有する劇薬を使用する危険猟法の許可に関する事務を記載した道州制特別区域計画を特定広域団体が公告した場合には、麻酔薬を使用する危険猟法に係る許可については、特定広域団体の知事が行うこととされた。

これに伴い、危険猟法の許可に関する権限を特定広域団体の知事が行うことができるよう、危険猟法の許可の申請等に係る手続等に関する特例措置を定めるため、新たに環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則を定めることとする。

## 2. 改正の内容

法第16条第1項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域において、道州制特別区域計画の公告の日以降は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第46条中以下に掲げる規定について「環境大臣」を「環境大臣又は特定広域団体の知事」と、様式第15中「環境大臣」を「環境大臣又は都道府県知事」とそれぞれ読み替えることとする。

第1項（危険猟法の許可の申請）

第2項（申請に際して必要と認められる書類の提出命令）

第4項（危険猟法許可証の再交付申請）

第5項（危険猟法許可証の記載事項の変更に係る届出）

第6項（危険猟法許可証を亡失した際の届出）

第7項（危険猟法許可証の返納）

## 3. 施行日

平成19年 4月 1日（法に規定する特例措置の施行日）